

2020年5月18日

関係者の皆様

新型コロナウイルス感染者拡大防止対策の継続と
勤務体制についてのお知らせ

株式会社 五星
代表取締役社長 武内和俊

5月14日に政府から新型コロナウイルス感染状況が落ち着いている地域の緊急事態宣言の解除が発表され、香川、愛媛、高知、徳島の四県が解除対象となりました。

浜田恵造知事は解除に伴う「県民の気の緩み」と「感染第2波の到来」を警戒し、5月15日に新型コロナウイルス関連記者会見において、緊急事態宣言の解除と、感染拡大防止対策を継続した『感染警戒』宣言が出されました。

弊社としては、国、香川県の緊急事態宣言の解除、及び香川県感染警戒宣言に基づき、5月18日（月）のA班勤務を最後に、我社の2交代制勤務を解除し、5月19日（火）より通常勤務とします。

5月19日（火）：通常勤務再開

但し、関西支社管轄は引き続き在宅勤務、時差出勤を継続する

引続き、新型コロナウイルス感染防止対策を継続してまいります。これに伴い、連絡や対応等に通常よりも時間を要する可能性がございますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

【新型コロナウイルス対策についてのお問合せ先】

株式会社 五星
電話 0875-72-4181
FAX 0875-72-3633
事業本部 今中、山下